

公益社団法人 日本補綴歯科学会誌 投稿規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

(平成 26 年 3 月 24 日改正)

(平成 27 年 3 月 16 日改正)

(平成 27 年 6 月 20 日施行)

(平成 27 年 7 月 31 日改正)

(平成 30 年 10 月 26 日改正)

(平成 31 年 3 月 20 日改正)

1. 日本補綴歯科学会誌（以下「日補綴会誌」という）の発行予定日

1 号：1 月 10 日、2 号：4 月 10 日、3 号：7 月 10 日、4 号：10 月 10 日

なお、原稿受付は随時行う。

2. 投稿資格

日補綴会誌に投稿する筆頭著者は公益社団法人日本補綴歯科学会(以下「本会」という。) 会員に限る。また、筆頭著者以外の共著者は本会会員あるいは別に定める申し合わせを満たした非会員に限る。ただし、編集委員会が特に認めたものはこの限りでない。

3. 倫理規定等

ヒトを研究(実験)対象とする内容については、ヘルシンキ宣言を遵守して、倫理的に行われており、被験者あるいは患者のインフォームドコンセントが得られていなければならない。また、所属施設の倫理委員会あるいは本会倫理審査委員会等の承認が得られていなければならない。

動物を研究(実験)対象とする内容については、所属施設の動物実験委員会が設置された後の研究については当該委員会の承認が得られていなければならない。また、各種の動物保護や愛護に関する法律や基準に則していなければならない。

ヒトゲノム・遺伝子を研究(実験)対象とする内容については、所属施設の該当する委員会の承認が得られていなければならない。

ヒトを対象とした再生医療等に関する内容については、その安全性の確保等に関する法律施行規則に則った手続きをしていなければならない。

4. 利益相反

本文の末尾に利益相反に関する事項を記載しなければならない。

5. 原稿内容と査読

- (1) 原稿の内容は本会の目的に沿った研究成果、臨床報告などで、他誌に投稿または掲載されていないものに限る。
- (2) 投稿原稿の種別は、総説、原著論文、症例報告、技術紹介、専門医症例報告のいずれかである。
- (3) 投稿された原稿は、編集委員会で査読する。査読は、論文の種別に従って行われる。投稿論文の評価項目については「日本補綴歯科学会誌」投稿の手引き・Ⅲ.投稿論文の評価項

目を参照するものとする。なお、専門医症例報告の査読は修練医・認定医・専門医認定委員会および編集委員会で行う。

6. 原稿の投稿、採否および掲載順序

- (1) 総説、原著論文、症例報告、技術紹介、専門医症例報告の投稿は、公益社団法人日本補綴歯科学会事務局学会誌編集担当へ E メールにより送信する。

投稿先および問い合わせ先

〒105-0014 東京都港区芝 2-29-11 高浦ビル 4 階

公益社団法人日本補綴歯科学会事務局

学会誌編集担当

Tel : 03-6722-6090

Fax: 03-6722-6096

e-mail : jpr-edit01@hotmail.co.jp

- (2) 原稿の採否は、査読の結果を参考にして編集委員会が決定する。
- (3) 1 編の論文が印刷総頁でそれぞれ、総説については 8 頁、原著論文については 10 頁、症例報告および技術紹介については 6 頁、専門医症例報告については 4 頁を超えないものとする。ただし、編集委員会が依頼した場合にはこの限りでない。
- (4) 掲載順序は編集委員会が決定する。

7. 証明書等の発行

- (1) 編集委員会に到着した日付で、原稿の受付証明書を発行する。
- (2) 論文の受理が決定した後に、論文掲載証明書を発行する。

8. 著作権

日補綴会誌に掲載された論文の著作権（著作財産権 copy right）は本会に帰属する。本会が必要と認めたときあるいは外部からの引用の申請があったときは、編集委員会で審議し、掲載ならびに版權使用を認めることがある。

9. 複写権の行使

著者は当該著作物の複写権および公衆送信権の行使を本会に委任するものとする。

10. 論文作成費用

掲載料および別刷料金については「日本補綴歯科学会誌」投稿の手引きおよび「日本補綴歯科学会誌専門医症例報告論文」投稿の手引きに記載してあるものを参照とする。

11. 校正

著者校正は原則として初校のみとする。組み版面積に影響を与えるような加筆、変更は認めない。

12. 原稿の様式

投稿原稿は「日本補綴歯科学会誌」投稿の手引きと「日本補綴歯科学会誌専門医症例報

告論文」投稿の手引きに従って執筆する。準拠しない原稿は加筆、訂正を申し入れる、または却下する場合がある。

13. 改廃

この規程の改廃は、編集委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人日本補綴歯科学会の設立の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 27 年 6 月 20 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 10 月 26 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。